

第 101 号

令和 6 年度山梨県一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 636,510 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 536,812,962 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

4

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		59,809,190	636,510	60,445,700
	3 国庫委託金	804,407	636,510	1,440,917
歳入合計		536,176,452	636,510	536,812,962

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		39,434,710	636,510	40,071,220
	5 選 挙 費	10,692	636,510	647,202
歳 出 合 計		536,176,452	636,510	536,812,962

提案理由

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費を追加補正する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。